

福祉・介護人材の処遇改善助成金に関する質疑応答集(平成23年度申請関係)

(平成23年1月7日現在)

京都府健康福祉部障害者支援課

現時点でいただいている質問のうち、主なものを取りまとめたものです。今後、修正・追加等を行うことがあります。

番号	区分	質 問	回 答
1	添付書類の省略	平成22年度申請の際、労働保険に加入していることがわかる資料として、労働保険料納付書の写しを提出していますが、平成23年度の申請にも納付書の写しの添付が必要ですか。	平成22年度に提出済であることから、平成23年度に添付する必要はありません。
2	添付書類の省略	平成22年度にキャリアパス要件Ⅱに該当する届出を行い、平成22年度の研修計画を添付しました。平成23年度の申請にあたり、平成23年度研修計画を定め、キャリアパス要件等届出書を提出する必要がありますか。	平成22年度に届け出たキャリアパス要件等から、交付率の変動またはキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ間の変更がなければ、平成23年度申請時にキャリアパス要件等届出書を提出する必要はありません。 したがって、研修計画の変更のみの場合は、平成23年度申請時の提出は不要です。
3	添付書類の省略	平成22年度にキャリアパス要件等の届出を行っておらず、平成23年度承認申請時にキャリアパス要件等届出書を提出しない場合は、どうなりますか。	承認申請と同時にキャリアパス要件等の届出を行わない場合、後日届出があった月のサービス分まで、助成金が20%減額されますのでご注意ください。キャリアパス要件等届出の詳細については、平成22年8月27日付けのワムネット京都府センター(障害福祉関連)の掲示を参考にしてください。
4	添付書類の省略	平成22年度に助成金の承認を受けておらず、平成23年度に申請を行う場合、承認申請時にキャリアパス要件等届出書を提出しないとどうなりますか。	上記3と同様に、後日届出があった月のサービス分まで、助成金が20%減額されます。